

Q：親が現在入院中なのですが、体調がよくありません。今のうちに公正証書遺言を遺しておきたいと望んでいます。どのようにしたらよいでしょうか。

A：病院まで証人に出張してもらい、病室で作成することも可能です。

### 1. 公正証書遺言について

公証人が、証人2名の立会いの下、遺言者から遺言内容を聞いて公証人が作成します。自筆証書遺言の場合の検認は不要ですし、遺言書の効力に関する争いもほとんど起きなくなります。デメリットと云えば、遺産額に応じて数万円から数十万円の手数料がかかる位でしょう。

### 2. 作成方法

通常、遺言者が公証役場に赴いて（全国どこの公証役場に行っても構わない）、証人2名の立会いの下で作成します。注意する点は、利害関係のない第三者を立ち会い証人にする。友人、知人でも、誰でもよいが、相続人、受遺者など一定範囲の者は、証人になれないので注意が必要です（民法§974）。

公正証書遺言の作成手順

#### (1) 日時の予約をする。

- ① 予め遺言内容の原稿（骨子で可）を提出する。
- ② 戸籍謄本、遺産に不動産があるときは、登記簿謄本も提出する。
- ③ 印鑑証明書のコピーを提出しておく。
- ④ 証人予定者の氏名、住所、生年月日、職業を連絡する。
- ⑤ 予め作成費用を聞いておく。

#### (2) 作成当日の進行

- ① 実印、印鑑証明書の原本を持参して、予約時間に公正役場を訪問する。
- ② 立会証人には、印鑑（認め印で可）、免許証などの本人確認の資料持参を依頼する。
- ③ 公証人から、手続きや内容について説明があり、遺言書の読み聞けをして遺言者に内容の確認をさせたうえ、関係者が署名・捺印し、遺言書を作成する。原本は公証役場が保管し、正本を遺言者に交付してくれます。
- ④ 費用を払って完了です。

### 3. 出張による作成

病院や入居施設に公証人に出向いていただく場合、基本的には上記と同じですが、いくつか注意する点があります。

- ① 公正役場の管轄があり、出張していただく地域を管轄する公証役場に依頼します。

②公証人の出張日当が若干かかります。

③病状や認知症の程度などから、判断能力に問題がないか、担当医に意見を聞いておくべきです。場合によっては、医師や看護師に立会証人をお願いすることも可能でしょう。もっとも、医師から、遺言をするだけの判断能力に疑問が呈されたときは、作成自体が出来ません。

実際に、これらの手続きに関しては、弁護士が依頼を受けて遺言書の案文の作成や遺言執行者となる場合が多いと云えます。お気軽にご相談ください。